

事 務 連 絡
平成 29 年 12 月 22 日

各都道府県消防防災主管部局 御中

消 防 庁 総 務 課
消 防 庁 消 防 ・ 救 急 課

消防庁予算(案)の概要及び平成 30 年度地方財政対策(消防関係)の概要等について

本日、平成 30 年度当初予算(案)及び平成 29 年度補正予算(案)が閣議決定されましたので、消防庁予算(案)の概要(別添 1)及び平成 30 年度地方財政対策(消防関係)の概要についてお知らせします。

平成 30 年度消防庁予算(案)については、国の財政状況が非常に厳しい中、糸魚川市大規模火災や平成 29 年 7 月九州北部豪雨等の大規模災害等を踏まえ、一般会計が 125.6 億円、東日本大震災復興特別会計の 17.3 億円とあわせて、対前年度比 3.0%増の 142.9 億円となっています。

この中で、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金(以下、「消防庁補助金」という。)については、別添 2 のとおり補助対象を拡充することとし、消防庁補助金の配分方針(案)については、別添 3 のとおりとしています。

また、平成 29 年度消防庁補正予算(案)については、市町村向けの救助資機材搭載型消防団車両の無償貸付事業等、28.5 億円となっています。

平成 30 年度地方財政対策については、本日、総務省自治財政局から「平成 30 年度地方財政対策のポイント及び概要」及び「平成 30 年度地方債計画」が公表されています。この中で、緊急防災・減災事業債については、引き続き 5,000 億円が確保されています。(この地方債は、充当率 100%・地方交付税措置率 70%という財政措置であり、事業期間が平成 32 年度までとなっています。)

各地方公共団体におかれては、これらにご留意の上、消防庁補助金や緊急防災・減災事業債等の積極的な活用により、消防防災体制の充実強化に一層努めていただきますようお願いいたします。

貴職におかれては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知いただくとともに、適切な助言をいただきますようお願いいたします。

(担当)

- 別添 1 に関する事
消防庁 総務課 会計第一係 常木、中村
電話：03-5253-7506
- 別添 1 以外に関する事
消防庁 消防・救急課 財政係 山並、大橋
電話：03-5253-7522

H30当初 予算額(案) 142.9億円 (対前年度比 4.2億円増、3.0%増)

- 一般会計 125.6億円 (対前年度比 0.2億円減、0.2%減)
○ 復興特別会計 17.3億円 (対前年度比 4.4億円増、33.8%増)

H29補正 予算額(案) 28.5億円(一般会計)

【参考】H28補正(2次) 20.2億円(一般会計)

【参考】H30当初 + H29補正 = 154.1億円(一般会計) (対前年度当初比 28.3億円増、22.5%増)

(主な事業)

Table with 3 columns: Item, H30当初, H29補正. Rows include: ① 緊急消防援助隊の強化 (58.7億円), ② 常備消防力等の強化 (17.3億円), ③ 消防団の充実強化 (6.8億円), ④ 国際情勢の変化等に対応するための安心・安全の推進 (1.3億円).



<糸魚川市大規模火災>



<平成29年7月九州北部豪雨>

<消防団関連予算>

H30当初 6.8億円 (対前年度比 0.2億円増、2.6%増)

H29補正 11.6億円

【参考】H30当初 + H29補正 = 18.4億円

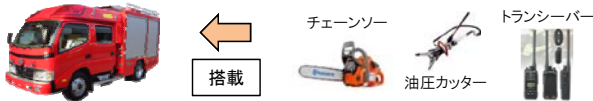
(1) 消防団の装備・訓練の充実強化 2.4億円 + 11.6億円(29補正) (2) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化 4.4億円

<都道府県消防学校へ配備>

- ・情報収集活動用資機材(オフロードバイク、ドローン)の整備 1.0億円
・小型動力ポンプの整備 1.0億円
・操縦方法、安全管理等の訓練 0.3億円

<市町村へ配備>

- ・救助資機材搭載型消防団車両無償貸付 11.6億円(29補正)



- ① 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進
・企業・大学等との連携による
女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円

- ② 自主防災組織等の充実強化
・自主防災組織の標準的な教育カリキュラム等の作成 0.1億円
・自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円

~国民の生命・生活を守る~ 消防防災行政の推進(一般会計)

H30当初 125.6億円

H29補正 28.5億円

(1) 糸魚川市大規模火災や平成29年7月九州北部豪雨等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化(後掲)

- 糸魚川市大規模火災及び埼玉県三芳町倉庫火災関係
○平成29年7月九州北部豪雨等の大規模風水害関係
○緊急消防援助隊の活動体制の充実強化
○ドラゴンハイパー・コマンドユニットの充実等(エネルギー・産業基盤災害対策)

(2) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化 58.7億円 15.1億円

(3) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化 17.3億円 -

(4) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化 6.8億円 11.6億円

(5) 火災予防対策の推進 3.9億円 0.2億円

(6) 消防防災分野における女性の活躍促進 0.5億円 -

(7) 防災情報の伝達体制の整備 14.4億円 -

(8) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催や国際情勢の変化に対応するための安心・安全対策の推進 1.3億円 1.7億円

(9) 小学生を対象とした消防業務に関する啓発 0.2億円 -

被災地における消防防災体制の充実強化(復興特別会計)

- ・消防防災施設災害復旧費補助金 14.3億円
・消防防災設備災害復旧費補助金 0.7億円
・原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 2.0億円
・緊急消防援助隊活動費負担金(東日本大震災派遣ヘリ除染) 0.4億円

H30当初 17.3億円

(1) 糸魚川市大規模火災や平成29年7月九州北部豪雨等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化

(a) 糸魚川市大規模火災及び埼玉県三芳町倉庫火災関係（後掲）

- ・木造密集市街地や大規模倉庫について、科学的検証に基づく効果的な火災対策及び広域連携等による消防体制強化などの取組を推進

- 【予算】 火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発 0.4億円【新規】
- 【予算】 木造密集地域における飲食店等の防火安全対策の検討 0.1億円【新規】
- 【予算】 実践的な訓練施設の充実のための街区訓練ユニット等の整備 0.5億円【新規】
- 【予算】 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.0億円（29年度 49.0億円）
【スーパ-ポンパ-の補助対象に2台一式型に加え、1台一体型を追加】
- 【予算】 緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の充実 0.8億円（29年度 0.7億円）



【火災延焼シミュレーション】



【スーパ-ポンパ-】

(b) 平成29年7月九州北部豪雨等の大規模風水害関係（後掲）

- ・大規模風水害発生時の災害対応の初期段階における被災情報の収集や、被災地の状況に応じた消防活動を行えるよう、緊急消防援助隊の災害対応能力を強化

- 【予算】 津波・大規模風水害対策車の整備（6台）4.2億円<জ補正>（29年度 1.5億円）
- 【予算】 情報収集活動ドローンの整備（18台）0.5億円<জ補正>【新規】



【津波・大規模風水害対策車】

(2) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化

(a) 緊急消防援助隊の活動体制の充実強化

- ・大規模かつ迅速な部隊投入を可能とする体制を整備するため、「緊急消防援助隊基本計画（平成30年度までに6,000隊）」に基づき、車両・資機材等を整備
*平成29年4月1日時点 5,658隊

- 【予算】 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.0億円（29年度 49.0億円）
【スーパ-ポンパ-の補助対象に2台一式型に加え、1台一体型を追加】

- ・南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、緊急消防援助隊の災害対応能力や後方支援体制を充実強化

- 【予算】 拠点機能形成車の整備（6台）7.4億円<জ補正>（29年度 1.3億円）
- 【予算】 津波・大規模風水害対策車の整備（6台）4.2億円<জ補正>（29年度 1.5億円）
- 【予算】 情報収集活動ドローンの整備（18台）0.5億円<জ補正>【新規】
- 【予算】 緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の充実 0.8億円（29年度 0.7億円）



【大型エアテント】



【拠点機能形成車】

(b) ドラゴンハイパー・コマンドユニットの充実等

- ・エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の中核となる高度な特殊車両を整備

- 【予算】 エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムの整備（4セット）3.0億円（29年度 3.6億円）+3.0億円<জ補正>

- ・情報収集から放水活動までを自動・自律的に実施する消防ロボットシステムを研究開発

- 【予算】 エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発 3.4億円（29年度 3.5億円）



【エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム】



【走行型偵察・監視ロボット（一次試作）】



【放水砲ロボット（一次試作）】4

一般会計

(3) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

(a) 常備消防力の充実強化

- 各地域の多様な消火・救急・救助ニーズに的確に対応するため、消防の広域化や消防業務の一部の連携・協力など、地域の実情に応じた柔軟な対応を推進

【予算】 市町村の消防の広域化推進及び消防業務の新たな連携・協力 0.2億円
(29年度 0.2億円)

【予算】 火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発 0.4億円【新規】

【予算】 実践的な訓練施設の充実のための街区訓練ユニット等の整備 0.5億円【新規】

- 住民生活の安心・安全を確保するための消防防災施設の整備を促進

【予算】 消防防災施設整備費補助金 13.2億円 (29年度 13.0億円)

(b) 地方公共団体等の災害対応能力の強化

- 市町村長が災害時に的確に判断し迅速な指示が出せるよう、実践的な演習やセミナーを実施するとともに、市町村長の支援に派遣される「災害マネジメント総括支援員」への研修等を実施

【予算】 地方公共団体等の災害対応力の強化 0.3億円 (29年度 0.4億円)

(c) 救急体制の確保

- 救急車の適正利用を促すため、導入が一部にとどまる救急安心センター事業（#7119）の全国展開を推進

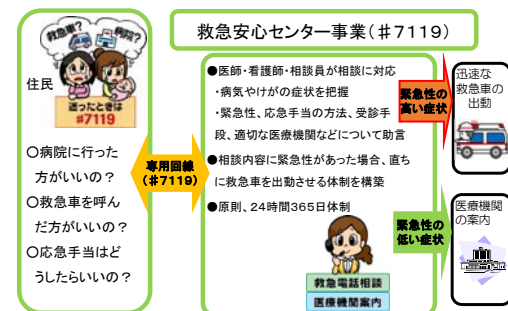
【予算】 #7119の全国展開をはじめとする救急需要対策の更なる充実強化
0.2億円 (29年度 0.2億円)



【街区訓練ユニット(イメージ)】



【災害時において活動方針を決定する会議の様子】



(実施済団体: 11団体)

宮城県、東京都、埼玉県、新潟県、大阪府、奈良県、福岡県、
札幌市周辺、横浜市、田辺市周辺、神戸市

5

一般会計

(4) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

(a) 消防団の装備・訓練の充実強化

- 災害現場の状況を速やかに把握するための情報収集活動用資機材（オフロードバイク、ドローン）や女性や学生（若者）でも扱いやすい小型動力ポンプ、救助資機材等を搭載した消防ポンプ自動車等が無償で貸し付け、消防団への教育訓練を実施

<都道府県消防学校へ配備>

【予算】 オフロードバイク、ドローン、小型動力ポンプの整備及び操縦訓練等
2.4億円 (29年度 2.4億円)

<市町村へ配備>

【予算】 救助資機材搭載型消防団車両無償貸付(61台)
11.6億円<②補正>



【オフロードバイク】

【ドローン】

【小型動力ポンプ】



搭載

【救助資機材搭載型消防団車両】

(b) 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進

- 事業所の従業員や大学等の学生の入団を前提に、新規分団の設立や訓練に要する経費等を支援

【予算】 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進
支援事業 1.2億円【新規】



【企業による機能別消防団】
<例：松山市の郵政消防団員の養成訓練>



【団員の大学生による救命講習】
<例：京都府内の大学生消防団員>

【企業や大学等との連携(イメージ)】

(c) 自主防災組織等の充実強化

- 自主防災組織等の災害対応能力を強化するため、教育訓練の充実を図るとともに、自主防災組織や消防団と地域の多様な組織との連携体制の構築を支援

【予算】 自主防災組織の標準的な教育カリキュラム等の作成 0.1億円【新規】

【予算】 自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円
(29年度 0.5億円)



【自主防災組織と地域の多様な組織との連携(イメージ)】 6

(5) 火災予防対策の推進

(a) 火災予防対策の推進

- ・木造密集地域における飲食店等で発生した火災を早期に周辺に知らせる防火安全対策の検討など、火災予防の実効性向上及び規制体系の検証・見直しや消防法令に係る違反是正等を推進



【糸魚川市大規模火災の火元となった飲食店】



【延焼の様子】

- 【予算】 木造密集地域における飲食店等の防火安全対策の検討 0.1億円【新規】
- 【予算】 火災予防の実効性向上、違反是正推進による安心・安全の確保 1.1億円（29年度 1.2億円）
- 【予算】 ベトナム等における日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化等 0.1億円（29年度 0.1億円）+0.2億円<<⑳補正>>

(b) 危険物施設等の安全対策の推進

- ・新たな方式（液化水素ポンプ昇圧型・有機ハイドライド方式等）の水素スタンドへの対応など危険物施設の安全確保対策を推進



【水素ステーション】

- 【予算】 水素社会実現のための危険物施設の安全確保 0.1億円【新規】
- ・石油コンビナート等における災害対策の充実強化
- 【予算】 石油コンビナート等における防災・減災対策 2.5億円（29年度 2.4億円）

(6) 消防防災分野における女性の活躍促進

(a) 女性消防吏員の更なる活躍推進

- ・消防吏員を目指す女性を増加させるため、女子学生を対象とした職業説明会や各種広報、アドバイザーの派遣を実施

- 【予算】 女性消防吏員の更なる活躍推進 0.5億円（29年度 0.5億円）

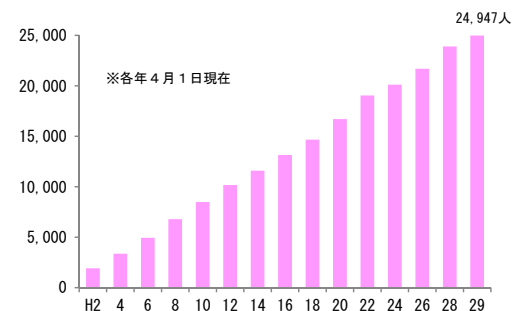


【女性消防吏員の採用ポスター】

(b) 消防団への女性・若者等の加入促進

- ・女性や若者等の入団を促進するため、地方公共団体が、地域の企業や大学と連携して消防団員を確保する取組を支援（例：女性分団の新設に要する経費等を支援）するとともに、全国女性消防団員活性化大会や地域防災力向上シンポジウム等を開催

- 【予算】 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円【新規】
- 【予算】 女性消防団員活性化大会 0.2億円（29年度 0.2億円）



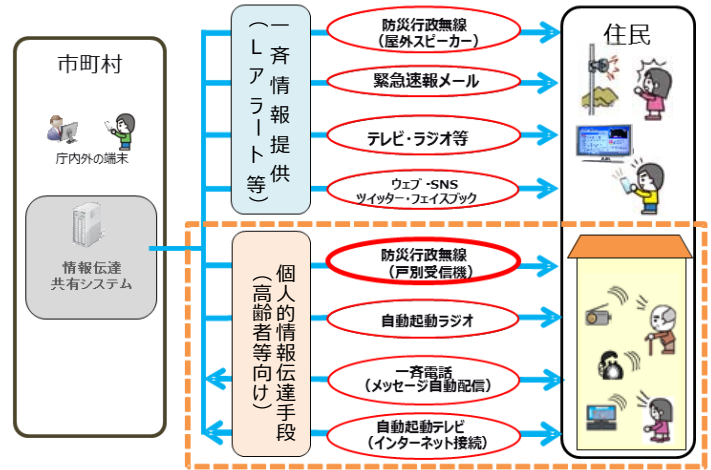
【女性消防団員の推移】

(7) 防災情報の伝達体制の整備

(a) 災害時の情報伝達体制の強化

- ・高齢者など地域にきめ細かく防災情報が行き渡るよう、防災行政無線の戸別受信機の活用等に係るアドバイザーを地方公共団体へ派遣するとともに、複数の伝達手段での防災情報の効率的な送信方法等について検討

【予算】 災害時の情報伝達体制の強化 0.4億円
(29年度 0.2億円)



【情報伝達手段の多重化】

(b) 消防防災通信体制の強化

- ・大規模災害に備え、より多くの消防防災ヘリコプターからの映像の同時送受信等を可能とするため、機器の改修を実施

【予算】 ヘリサットシステムの高度化 0.2億円 (29年度 0.2億円)



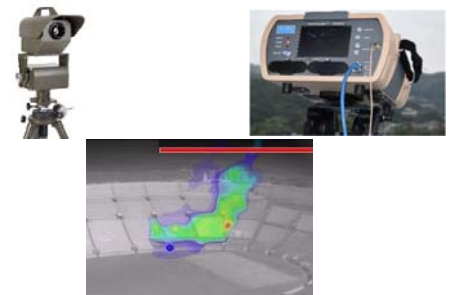
【ヘリサット映像受配信イメージ図】

(8) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催や国際情勢の変化に対応するための安心・安全対策の推進

(a) 大規模イベント開催時等の危機管理体制の整備

- ・NBCテロによる災害に万全を期すため、遠方より瞬時に化学剤を可視化し識別する装置を整備

【予算】 化学剤遠隔検知装置の整備(3台) 1.7億円<<②補正>> 【新規】



【化学剤遠隔検知装置】

※化学剤が散布されているところに色が付いている。

(b) 国民保護共同訓練の実施

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模イベント開催を控え、テロ等への対処能力を向上するため、国民保護共同訓練を実施
- ・弾道ミサイルが頻繁に発射される最近の状況を受け、弾道ミサイルが落下する可能性がある際の行動について、国民の理解を促進するため、住民避難訓練を実施

【予算】 国民保護共同訓練の充実強化 1.3億円(29年度 0.9億円)

うち、図上訓練	0.5億円(29年度 0.4億円)
実働訓練	0.6億円(29年度 0.5億円)
住民避難訓練	0.2億円【新規】



【国と地方公共団体の共同訓練】



【弾道ミサイルを想定した住民避難訓練】

(1) 被災地における消防防災体制の充実強化

(a) 被災地における消防防災施設の復旧への支援

- ・東日本大震災により被害を受けた消防庁舎や無線施設等の消防防災施設・設備の早期復旧を支援

【予算】 消防防災施設災害復旧費補助金 14.3億円 (29年度 8.8億円)
 【予算】 消防防災設備災害復旧費補助金 0.7億円 (29年度 2.4億円)

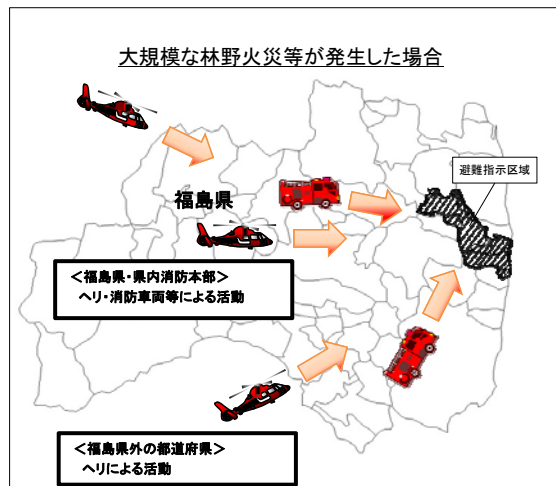


【消防庁舎復旧事業】
 大船渡地区消防組合大船渡消防署
 三陸分署綾里分遣所

(b) 被災地における消防活動の支援

- ・避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するための消防活動等を支援
 - ①避難指示区域の消防活動に伴い必要となる消防車両等の整備等を支援
 - ②福島県内消防本部の消防車両等及び福島県外からのヘリコプターによる消防応援活動に要する経費を支援
 - ③福島県内外の消防本部等の消防応援に係る訓練の実施に要する経費を支援

【予算】 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 2.0億円
 (29年度 0.8億円)



平成30年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊 設備整備費補助金の改正（案）の概要

○ 消防防災施設整備費補助金

・ 耐震性貯水槽

→ 地下埋設型の容量区分について、現行の1,500 m³型を廃止した上で、

◆ 200 m³型を追加（補助基準額：27,060 千円）

◆ 300 m³型以上について、100 m³単位の単価設定を追加

（補助基準額：200 m³の補助基準額（27,060 千円）+10,855 千円/100 m³毎（※1））

※1 「（整備容量－200 m³）÷100 m³（小数点以下切り捨て）」に10,855 千円を乗じた数値

〔例〕500 m³型の補助基準額：27,060 千円+10,855 千円×3（※2）=59,625 千円

※2 $(500 \text{ m}^3 - 200 \text{ m}^3) \div 100 \text{ m}^3 = 3$

○ 緊急消防援助隊設備整備費補助金

・ 海水利用型消防水利システムの補助規格要件

内容	現行	改正案
車両本体	2台一式のみが対象	2台一式に加えて 1台一体型も対象
放水量	4,000ℓ/分以上	3,000ℓ/分以上
ホース延長	1.8km 以上	1.0km 以上
ホース口径	100mm 以上	65mm 以上

※ 上記に伴い、補助基準額を131,392 千円に改正（現行：153,257 千円）

・ 海水利用型消防水利システムの資機材について、「海水利用型消防水利システム用資機材」として、対象設備メニューに追加（補助基準額：84,826 千円）

※ 上記については、各補助金交付要綱等の改正を予定しています。（国の平成30年度当初予算の議決後に通知予定）

平成 30 年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金配分方針（案）

この方針は、消防防災施設及び緊急消防援助隊設備の整備を促進するため、地方公共団体が国庫補助事業として行う事業に対し、消防防災施設整備費補助金（以下「施設補助金」という。）及び緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「緊援隊補助金」という。）を効率的かつ効果的に配分することを目的として定めるものとする。

施設補助金についてはⅠに掲げる方針、緊援隊補助金についてはⅡに掲げる方針に基づき配分するものとする。

Ⅰ 消防防災施設整備費補助金関係

1 基本方針

施設補助金の配分にあたっては、2の(1)から(6)までに掲げる事項のほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）の規定に基づく国土強靱化地域計画において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づく地域防災計画、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）の規定に基づく地震対策緊急整備事業計画及び活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）の規定に基づく避難施設緊急整備計画との関係が整理されており、かつ、当該地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画、地震対策緊急整備事業計画及び避難施設緊急整備計画に掲げる消防防災施設を整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

なお、このほか、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）の消防力の整備状況、特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。

2 施設ごとの方針

(1) 広域訓練拠点施設

都道府県単位で整備する広域訓練拠点施設のうち、特に必要と認められるものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

(2) 耐震性貯水槽及び備蓄倉庫（地域防災拠点施設）

ア 地震防災緊急事業五箇年計画又は地震対策緊急整備事業計画に掲げるものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。

- イ 耐震性貯水槽のうち、「消防水利の整備促進強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付け消防消第 272 号消防庁消防・救急課長通知）に基づく消防水利重点整備計画に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
 - ウ 地域防災拠点としての機能を有する備蓄倉庫のうち、次に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
 - i 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に係るもの。
 - ii 男女別のトイレ等の施設を備えているもの。
- (3) 高機能消防指令センター総合整備事業
- ア 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の規定に基づく消防の広域化又は「消防の連携・協力の推進について」（平成 29 年 4 月 1 日付け消防消第 59 号消防庁長官通知）（以下「消防の連携・協力の推進通知」という。）に基づく消防指令業務の共同化に伴い市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
 - イ 個別装置を整備する場合には、原則として配分しない。ただし、統合型位置情報通知装置又は位置情報通知装置を整備する場合は、この限りでない。
- (4) 救助活動等拠点施設等
- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 2 項の規定により地方防災会議等が地域防災計画に定める同条第 1 項第 1 号の救助活動のための拠点施設を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
- (5) 活動火山対策避難施設
- ア 退避壕又は退避舎を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
 - イ 活動火山対策特別措置法第 13 条第 1 項の規定により避難施設緊急整備地域に指定された地域の市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
- (6) 防火水槽（林野分）
- ア 消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成 14 年 4 月 1 日消防消第 69 号）第 6 条に基づき、補助率引き上げの対象となるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
 - イ 消防水利重点整備計画に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

II 緊急消防援助隊設備整備費補助金関係

1 基本方針

- (1) 南海トラフ地震等の大規模災害に備え、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を変更して、緊急消防援助隊の平成30年度末までの登録目標数をおおむね6,000隊規模としている中で、平成30年度が同計画の最終年度であることを踏まえ、新たに登録を受けようとする車両を整備する場合においては、同計画において、全国合計で未達となっている小隊又は都道府県単位で未達となっている小隊について特別に考慮して配分するものとする。ただし、緊急消防援助隊に登録されている車両（以下「登録車両」という。）が緊急消防援助隊として出動した場合においても、消防需要に対応するための消防力を確保する必要があるため、消火、救急、救助等の用途別に消防本部が保有する車両の計数に占める当該用途別の登録車両の計数の割合が著しく高い場合は、当該消防本部の規模及び消防力に配慮して、配分しないこともあり得るものとする。また、更新登録を受けようとする車両を整備する場合においては、同隊における車種毎の耐用年数を基準に、同年数の超過年度が大きいものについて特別に考慮して配分するものとする。
- (2) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の規定に基づく国土強靱化地域計画において、地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業計画との関係が整理されており、当該地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業計画に掲げる設備を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
- (3) 消防組織法の規定に基づく消防の広域化又は消防の連携・協力の推進通知に基づく共同化に伴い市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
- (4) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の規定に基づき指定される対策地域における消防本部が保有する登録車両が同法で規定する窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車に該当するときは、当該車両を更新する場合であっても、特別に考慮して配分するものとする。
- (5) 資機材を積載する車両とあわせて整備する場合にあつては、特別に考慮して配分するものとする。
- (6) 上記のほか、都道府県及び市町村の特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。

2 設備ごとの方針

(1) 災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車

四輪駆動方式のものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。なお、次に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

ア 災害対応特殊消防ポンプ自動車のうちホース延長用資機材、動力昇降装置及びホース 30 本を備えているもの。

イ 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車のうち動力昇降装置（Ⅰ－B 型に限る。）及びホース 30 本を備えているもの。

(2) 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車

四輪駆動方式のものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(3) 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車

四輪操舵方式のものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(4) 海水利用型消防水利システム及び海水利用型消防水利システム用資機材

都道府県単位で、当該車両又は当該車両と同等のものが未配備の地域で整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(5) 救助消防ヘリコプター

原則として、ヘリコプターテレビ電送システム等に係るカメラ又は映像送信装置等に係る資機材を搭載する場合に配分するものとする。

(6) 高度救助用資機材及び高度探査装置

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号）第 5 条の規定に基づき高度救助隊又は第 6 条の規定に基づき特別高度救助隊を新たに配置する場合には、Ⅱの 1 の(5)にかかわらず、特別に考慮して配分するものとする。

(7) 消防救急デジタル無線設備

平成 23 年度以降に国庫補助金の配分を受けて整備している場合については、原則として配分しないものとする。

新【平成 30 年度】	旧【平成 29 年度】
<p>平成 <u>30</u> 年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金配分方針 <u>(案)</u></p> <p>この方針は、消防防災施設及び緊急消防援助隊設備の整備を促進するため、地方公共団体が国庫補助事業として行う事業に対し、消防防災施設整備費補助金（以下「施設補助金」という。）及び緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「緊援隊補助金」という。）を効率的かつ効果的に配分することを目的として定めるものとする。</p> <p>施設補助金についてはⅠに掲げる方針、緊援隊補助金についてはⅡに掲げる方針に基づき配分するものとする。</p> <p>Ⅰ 消防防災施設整備費補助金関係</p> <p>1 基本方針</p> <p>施設補助金の配分にあたっては、2の(1)から(6)までに掲げる事項のほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）の規定に基づく国土強靱化地域計画において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づく地域防災計画、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）の規定に基づく地震対策緊急整備事業計画及び活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）の規定に基づく避難施設緊急整備計画との関係が整理されており、かつ、当該地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画、地震対策緊急整備事業計画及び避難施設緊急整備計画に掲げる消防防災施設を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>なお、このほか、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）の消防力の整備状況、特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。</p> <p>2 施設ごとの方針</p> <p>(1) 広域訓練拠点施設</p> <p>都道府県単位で整備する広域訓練拠点施設のうち、特に必要と認められるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>(2) 耐震性貯水槽及び備蓄倉庫（地域防災拠点施設）</p> <p>ア 地震防災緊急事業五箇年計画又は地震対策緊急整備事業計画に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>イ 平成 11 年度以降に市町村合併を行った合併後の新市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p><u>イ 耐震性貯水槽のうち、「消防水利の整備促進強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付け消防消第 272 号消防庁消防・救急課長通知）に基づく消防水利重点整備計画に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</u></p> <p>ウ 地域防災拠点としての機能を有する備蓄倉庫のうち、次に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>i 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に係るもの。</p>	<p>平成 29 年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金配分方針</p> <p>この方針は、消防防災施設及び緊急消防援助隊設備の整備を促進するため、地方公共団体が国庫補助事業として行う事業に対し、消防防災施設整備費補助金（以下「施設補助金」という。）及び緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「緊援隊補助金」という。）を効率的かつ効果的に配分することを目的として定めるものとする。</p> <p>施設補助金についてはⅠに掲げる方針、緊援隊補助金についてはⅡに掲げる方針に基づき配分するものとする。</p> <p>Ⅰ 消防防災施設整備費補助金関係</p> <p>1 基本方針</p> <p>施設補助金の配分にあたっては、2の(1)から(6)までに掲げる事項のほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）の規定に基づく国土強靱化地域計画において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づく地域防災計画、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）の規定に基づく地震対策緊急整備事業計画及び活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）の規定に基づく避難施設緊急整備計画との関係が整理されており、かつ、当該地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画、地震対策緊急整備事業計画及び避難施設緊急整備計画に掲げる消防防災施設を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>なお、このほか、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）の消防力の整備状況、特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。</p> <p>2 施設ごとの方針</p> <p>(1) 広域訓練拠点施設</p> <p>都道府県単位で整備する広域訓練拠点施設のうち、特に必要と認められるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>(2) 耐震性貯水槽及び備蓄倉庫（地域防災拠点施設）</p> <p>ア 地震防災緊急事業五箇年計画又は地震対策緊急整備事業計画に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>イ 平成 11 年度以降に市町村合併を行った合併後の新市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>ウ 地域防災拠点としての機能を有する備蓄倉庫のうち、次に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。</p> <p>i 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に係るもの。</p>

ii 男女別のトイレ等の施設を備えているもの。

(3) 高機能消防指令センター総合整備事業

ア 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の規定に基づく消防の広域化又は「消防の連携・協力の推進について」（平成 29 年 4 月 1 日付け消防消第 59 号消防庁長官通知）（以下「消防の連携・協力の推進通知」という。）に基づく複数の消防本部による消防指令業務の共同化に伴い市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

~~イ 平成 11 年度以降に市町村合併を行った合併後の新市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。~~

イウ 個別装置を整備する場合には、原則として配分しない。ただし、統合型位置情報通知装置又は位置情報通知装置を整備する場合は、この限りでない。

(4) 救助活動等拠点施設等

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 2 項の規定により地方防災会議等が地域防災計画に定める同条第 1 項第 1 号の救助活動のための拠点施設を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(5) 活動火山対策避難施設

ア 退避壕又は退避舎を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする

イ 活動火山対策特別措置法第 13 条第 1 項の規定により避難施設緊急整備地域に指定された地域の市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(6) 防火水槽（林野分）

ア 消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成 14 年 4 月 1 日消防消第 69 号）第 6 条に基づき、補助率引き上げの対象となるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

イ 消防水利重点整備計画に掲げるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

II 緊急消防援助隊設備整備費補助金関係

1 基本方針

(1) 南海トラフ地震等の大規模災害に備え、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を変更して、緊急消防援助隊の平成 30 年度末までの登録目標数をおおむね 6,000 隊規模としている中で、平成 30 年度が同計画の最終年度であることを踏まえ、新たに登録を受けようとする車両を整備する場合には、同計画において、全国合計で未達となっている小隊又は都道府県単位で未達となっている小隊について特別に考慮して配分するものとする。ただし、緊急消防援助隊に登録されている車両（以下「登録車両」という。）が緊急消防援助隊として出動した場合においても、消防需要に対応するための消防力を確保する必要があるため、消火、救急、救助等の用途別に消防本部が保有する車両の計数に占める当該用途別の登録車両の計数の割合が著しく高い場合は、当該消防本部の規模及び消防力に配慮して、配分しないこともあり得るものとする。また、更新登録を受けようとする車両を整備する場合には、同隊における車種毎の耐用年数を基準に、同年数の超過年度が大きいものについて特別に考慮して配分するものとする。

ii 男女別のトイレ等の施設を備えているもの。

(3) 高機能消防指令センター総合整備事業

ア 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の規定に基づく消防の広域化又は複数の消防本部による消防指令業務の共同化に伴い市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

イ 平成 11 年度以降に市町村合併を行った合併後の新市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

ウ 個別装置を整備する場合には、原則として配分しない。ただし、統合型位置情報通知装置又は位置情報通知装置を整備する場合は、この限りでない。

(4) 救助活動等拠点施設等

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 2 項の規定により地方防災会議等が地域防災計画に定める同条第 1 項第 1 号の救助活動のための拠点施設を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(5) 活動火山対策避難施設

ア 退避壕又は退避舎を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする

イ 活動火山対策特別措置法第 13 条第 1 項の規定により避難施設緊急整備地域に指定された地域の市町村が整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

(6) 防火水槽（林野分）

消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成 14 年 4 月 1 日消防消第 69 号）第 6 条に基づき、補助率引き上げの対象となるものを整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。

II 緊急消防援助隊設備整備費補助金関係

1 基本方針

(1) 南海トラフ地震等の大規模災害に備え、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を変更して、緊急消防援助隊の平成 30 年度末までの登録目標数をおおむね 6,000 隊規模としていることを踏まえ、新たに登録を受けようとする車両を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。ただし、緊急消防援助隊に登録されている車両（以下「登録車両」という。）が緊急消防援助隊として出動した場合においても、消防需要に対応するための消防力を確保する必要があるため、消火、救急、救助等の用途別に消防本部が保有する車両の計数に占める当該用途別の登録車両の計数の割合が著しく高い場合は、当該消防本部の規模及び消防力に配慮して、配分しないこともあり得るものとする。

- (2) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の規定に基づく国土強靱化地域計画において、地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業計画との関係が整理されており、当該地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業計画に掲げる設備を整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。
- (3) 消防組織法の規定に基づく消防の広域化又は消防の連携・協力の推進通知に基づく共同化に伴い市町村が整備する場合においては、登録車両を更新する場合であっても、特別に考慮して配分するものとする。
- (4) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の規定に基づき指定される対策地域における消防本部が保有する登録車両が同法で規定する窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車に該当するときは、当該車両を更新する場合であっても、特別に考慮して配分するものとする。
- (5) 資機材を積載する車両とあわせて整備する場合にあっては、特別に考慮して配分するものとする。
- (6) 上記のほか、都道府県及び市町村の特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。

2 設備ごとの方針

- (1) 災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車
四輪駆動方式のものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。
なお、次に掲げるものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。
ア 災害対応特殊消防ポンプ自動車のうちホース延長用資機材、動力昇降装置及びホース30本を備えているもの。
イ 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車のうち動力昇降装置（I-B型に限る。）及びホース30本を備えているもの。
- (2) 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車
四輪駆動方式のものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。
- (3) 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車
四輪操舵方式のものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。
- (4) 海水利用型消防水利システム及び海水利用型消防水利システム用資機材
都道府県単位で、当該車両又は当該車両と同等のものが未配備の地域で整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする。
- (5)(4) 救助消防ヘリコプター
原則として、ヘリコプターテレビ電送システム等に係るカメラ又は映像送信装置等に係る資機材を搭載する場合に配分するものとする。
- (6)(5) 高度救助用資機材及び高度探査装置
救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）第5条の規定に基づき高度救助隊又は第6条の規定に基づき特別高度救助隊を新たに配置する場合においては、IIの1の(5)にかかわらず、特別に考慮して配分するものとする。
- (7)(6) 消防救急デジタル無線設備

- (2) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の規定に基づく国土強靱化地域計画において、地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業計画との関係が整理されており、当該地域防災計画、地震防災緊急事業五箇年計画及び地震対策緊急整備事業計画に掲げる設備を整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。
- (3) 消防組織法の規定に基づく消防の広域化に伴い市町村が整備する場合においては、登録車両を更新する場合であっても、特別に考慮して配分するものとする。
- (4) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の規定に基づき指定される対策地域における消防本部が保有する登録車両が同法で規定する窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車に該当するときは、当該車両を更新する場合であっても、特別に考慮して配分するものとする。
- (5) 資機材を積載する車両とあわせて整備する場合にあっては、特別に考慮して配分するものとする。
- (6) 上記のほか、都道府県及び市町村の特殊事情及び財政力等も勘案の上、配分するものとする。

2 設備ごとの方針

- (1) 災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車
四輪駆動方式のものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。
なお、次に掲げるものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。
ア 災害対応特殊消防ポンプ自動車のうちホース延長用資機材、動力昇降装置及びホース30本を備えているもの。
イ 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車のうち動力昇降装置（I-B型に限る。）及びホース30本を備えているもの。
- (2) 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車
四輪駆動方式のものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。
- (3) 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車
四輪操舵方式のものを整備する場合においては、特別に考慮して配分するものとする。
- (4) 救助消防ヘリコプター
原則として、ヘリコプターテレビ電送システム等に係るカメラ又は映像送信装置等に係る資機材を搭載する場合に配分するものとする。
- (5) 高度救助用資機材及び高度探査装置
救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）第5条の規定に基づき高度救助隊又は第6条の規定に基づき特別高度救助隊を新たに配置する場合においては、IIの1の(5)にかかわらず、特別に考慮して配分するものとする。
- (6) 消防救急デジタル無線設備

~~ア~~ 消防組織法の規定に基づき消防の広域化を行う市町村が整備する場合又は複数の市町村が共同で基地局等を整備する場合には、~~特別に考慮して配分するものとする~~
~~イ~~ 平成 23 年度以降に国庫補助金の配分を受けて整備している場合については、原則として配分しないものとする。

ア 消防組織法の規定に基づき消防の広域化を行う市町村が整備する場合又は複数の市町村が共同で基地局等を整備する場合には、特別に考慮して配分するものとする
イ 平成 23 年度以降に国庫補助金の配分を受けて整備している場合については、原則として配分しないものとする。